

内閣府告示第九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県東村山郡山辺町
- 二 構造改革特別区域の名称 山辺の里湧水どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形県東村山郡山辺町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 郡山市
- 二 構造改革特別区域の名称 郡山市産業活性化IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 郡山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 土浦市
- 二 構造改革特別区域の名称 土浦市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 土浦市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿嶋市
- 二 構造改革特別区域の名称 鹿嶋英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿嶋市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県、大田原市及びさくら市
- 二 構造改革特別区域の名称 喜連川社会復帰促進センター等PFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大田原市及びさくら市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業（五一〇）

内閣府告示第十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 前橋市
- 二 構造改革特別区域の名称 前橋市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 前橋市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座  
開設事業（一一三二（一一四四及び一一四六））

内閣府告示第十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 高崎市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座  
開設事業（一一三二（一一四四及び一一四六））

内閣府告示第十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都
- 二 構造改革特別区域の名称 手話と書記日本語によるバイリンガルろう教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）



内閣府告示第十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都台東区
- 二 構造改革特別区域の名称 台東IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都台東区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 二 構造改革特別区域の名称 相模原市国際教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相模原市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 二 構造改革特別区域の名称 さがみはらIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相模原市の区域の一部（旧相模原市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上野原市
- 二 構造改革特別区域の名称 上野原市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上野原市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県揖斐郡大野町
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県揖斐郡大野町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県駿東郡長泉町
- 二 構造改革特別区域の名称 長泉町書道教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡県駿東郡長泉町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 二 構造改革特別区域の名称 志摩市なごやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志摩市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 二 構造改革特別区域の名称 大阪IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四及び一一四六）



内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高槻市
- 二 構造改革特別区域の名称 高槻・とかいなか創生特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高槻市の区域の一部（原地区・榎田地区）（出灰、杉生、田能、中畑、二料）  
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加古川市
- 二 構造改革特別区域の名称 播磨社会復帰促進センター等PFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 加古川市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業（五一〇）

内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 養父市
- 二 構造改革特別区域の名称 響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷 養父市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 養父市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 二 構造改革特別区域の名称 和歌山県IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四及び一一四六））

内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取市
- 二 構造改革特別区域の名称 鳥取市保育所臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県及び浜田市
- 二 構造改革特別区域の名称 島根あさひ社会復帰促進センターPFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業（五一〇）及び特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業（五一―及び九二九）

内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 さぬき市
- 二 構造改革特別区域の名称 さぬきIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 さぬき市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座  
開設事業（一一三二（一一四四及び一一四六））

内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市
- 二 構造改革特別区域の名称 今治市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四及び一一四六）



内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇和島市
- 二 構造改革特別区域の名称 “牛鬼の里うわじま”どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇和島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 二 構造改革特別区域の名称 こうちIT人づくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 久留米市
- 二 構造改革特別区域の名称 久留米市地域密着共生型福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 久留米市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 人吉市
- 二 構造改革特別区域の名称 人吉IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 人吉市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 由布市
- 二 構造改革特別区域の名称 あらかしの郷「ゆふどぶろく特区」
- 三 構造改革特別区域の範囲 由布市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県東臼杵郡美郷町

二 構造改革特別区域の名称 地域の特性を生かした多様な一貫教育特区

三 構造改革特別区域の範囲 串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県東臼杵郡美郷町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県東諸県郡国富町
- 二 構造改革特別区域の名称 神原<sup>かみはら</sup>邑<sup>むら</sup>くにとみどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県東諸県郡国富町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県東諸県郡綾町
- 二 構造改革特別区域の名称 綾町すこやか食育給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県東諸県郡綾町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）



内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名護市
- 二 構造改革特別区域の名称 名護市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名護市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四及び一一四六））